

第8回 理事会（書面）要旨報告

日 時 令和6年5月16日（木）

審議事項

1. 特命委員会運営細則の制定について

理事総数 19名（提案者のため会長を除く）

反 対 1名

賛 成 18名

「特命委員会運営細則」を5月22日付け制定した。（別添参照）

第1回 理事会（書面）要旨報告

日 時 令和6年6月11日（火）

審議事項

1. 事務局職員の前期賞与について

理事総数 19名（提案者のため会長を除く）

反 対 0名

賛 成 18名

回答なし 1名

総務委員会からの答申内容のとおりとし、6月25日に支給することが承認された。

第2回 理事会 要旨報告

日 時 令和6年7月5日（金） 12:50～16:15

場 所 アクティおろしまち（福島市）

出席者 理事19名、監事2名

吉田会長、田中、菱沼、榎田、真船、鈴木副会長、菅野専務理事、白岩、村山、一條、
草野昌利、新田、御代田、渡部、二瓶、菊地、飯高、加藤、草野智正理事、
塩崎、田部監事

欠席者 理事 1名 新宅理事

審議事項

1. 総会の総括について

総会で出された意見の中で、次の件について決定した。

(1) 能登半島地震について

今後、激甚災害があった場合には、意見を踏まえて対応を検討する。

なお、今回の能登半島地震に対して、義援金を送ることは見送りとするが、東日本大震災時の国の通達等に関しては参考となるので、「東日本大震災報告書」に掲載の施策、特例措置等の通達に関して被災県会に共有できるように提示する。

(2) 特命委員会に関する件

総会で説明したとおり、今年度は特命委員会の開催はせず、特命委員会で検討した事項や各委員会に属さない事項については、常任理事会を開催し検討する。

(3) 新年あいさつ回りについて

令和7年の新年あいさつ回りは実施する。

(4) 社労士手帳について

全国の社労士会が会員に配布しているものではなく、有料頒布している会も多くある。福島県会は全会員に無償配布してきて、昨年度から申込制とした。申込制ではあるが申込した会員には無償で配布しているものである。今年度も100冊分の予算を計上しており、必要な会員には申し込んでもらうこととし、会員への周知の方法を工夫する。

(5) 苦情処理委員会の開催について

総会で説明のとおり、すべての苦情に関して委員会を開催していたわけではない。今後必要に応じて委員会を開催する。

(6) 働き方改革労務診断ツールの活用

今年度、リニューアルし使い勝手が改善された。会員への配布、研修を実施していく。

(7) 単年度収支赤字の件

赤字解消のための対応に努める。

(8) 全国の被災地の情報交換

地協で伝承館と請戸小学校の視察旅行を行い良かったとのことだった。今後、宮城、岩手との連携を検討していく。

2. 役員報酬に関する細則（案）について

(1) 専務理事の報酬額

昨年度、はじめて非常勤の専務理事を置いたため1年間の報酬として定めたので、今年度の報酬についてあらためて審議した。

専務理事の常務について、昨年度と変わらないこととされたので、昨年度と同額の60,000円とした。なお、会議の出席等は会長と分担する。

(2) 役員報酬に関する細則（案）

令和6年6月7日から施行することとし、再度総務委員会で条文を整理し理事会で審議する。

3. 委員会からの審議事項について

(1) 総務委員会

①障害年金名簿とがん就労支援の紐づけ

がん就労支援事業においては、障害年金に関する相談も多いことから、障害年金名簿とがん就労支援の相談員の紐づけができるよう検討する。

②連合会共済会事業推進委員の選出

会員の福利厚生に関わることであるので、総務委員会の所管となるが、菅野専務理事を委員とする。

4. 事務局について

(1) 職員の昇給

働き方改革推進支援事業の入札において給与総額の1.5%の昇給とする表明書を提出していること、春闘等の状況、将来的な給与額を勘案し昇給額を決定した。なお、昇給は4月に遡及して支給する。

(2) 求人

主に働き方改革推進支援事業に従事するパート職員の求人を行うことで承認された。

5. その他

(1) 政連の予算要望について

政連より県予算及び政府予算への要望活動を継続するために県会からの要望事項を求められたことに関して審議した。県会の財政がひっ迫してきたことで、ワークルールセミナーや発達等支援セミナーの実施件数を制限したことから、社労士会予算で賄えない状況になっていることによりあらためて要望事項として提出する。また、予算を要するものではないが、以下の活用を含め、要望事項とする。

- ・認証制度のマークの活用（求人掲載）
- ・働き方改革労務診断ツールの活用
- ・ハラスメント防止セミナーへの社労士の活用

(2) 福島県農業担い手課からの依頼について

県内の7農林事務所の農業法人の労働環境改善等に関する事業への社労士の活用について依頼があった場合に検討する。

報告事項

- ・ADRセンターのあっせん担当弁護士について、弁護士会より2名の弁護士が継続推薦された。

○特命委員会運営細則

(目 的)

第1条 この細則は、福島県社会保険労務士会会則（以下「会則」という。）第34条第5号に基づき、会長からの特命を契機として、新規の事業や新たな取り組み、又は各委員会に跨るような種々の懸案事項、社労士制度創設の周年記念事業の実施等（以下「新規の事業や懸案事項等」という。）について調査・検討する機関として、特命委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会の任務は、新規の事業や懸案事項等について調査・検討するものとする。

(構成、及び任期等)

第3条 委員会は、委員長1人、副委員長1人、委員若干名をもって構成する。

- 2 前項の委員は、理事会の議を経て理事又は会員の中より会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員の任期は、委員会の設置の都度、理事会において決定する。

(招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となり、委員長事故ある時は、副委員長が議長となる。

- 2 委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(議事参加)

第5条 会長及び専務理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(調査・検討した結果の報告、及び具体的な審議の所掌の決定)

第6条 委員長は、委員会において調査・検討した結果について、遅滞なく会長に報告しなければならない。ただし、委員長は、議事録を会長に提出してこの報告に代えることができる。

- 2 会長は、委員長からの報告に基づき理事会の議を経たうえで、新規の事業や懸案事項等の実施要領の作成や具体的な解決策の作成等について、審議すべき所掌の委員会を決定し、当該委員会にこれを行わせることができる。

(委員会の設置や解散等、及び予算申請、細則の改廃)

第7条 委員会の設置や解散、休止、及び委員会の運営に必要となる経費の予算申請、細則の改廃については、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この細則は、令和6年6月25日から施行する。（令和6年6月25日書面理事会にて承認）